

京田辺市立大住小学校 いじめ防止基本方針

いじめを許さない学校づくりのために・・・



令和6年度改訂
(令和2年度改定)

「いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題です。

また、一人一人を大切にす望ましい集団づくりなどのいじめを許さない学校づくりや、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めるなどのいじめの未然防止に向けた教育活動を進めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握できるよう教職員一人一人の人権意識の向上を図ることが大切であると考えます。

さらに、当該事案が生じた場合には迅速かつ適切な対応を行っていくべきであることは言うまでもありません。

京田辺市立大住小学校では、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、全ての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、大住小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定します。

目 次

はじめに	1
目次	2
1 いじめ問題とは何か	
(1) いじめの定義	3
(2) いじめ問題に関する基本的認識	3
(3) いじめの特徴	3
(4) いじめの構造	4
(5) いじめの様態	4
(6) いじめの進行	4
2 学校における取組	
(1) いじめを許さない学校・学級経営	
ア 学校いじめ防止基本方針の策定	5
イ 校内いじめ対策委員会の設置	5
ウ いじめの未然防止	6
エ 適切な教育指導	6
オ 家庭・地域社会との連携	7
カ 保護者として	7
キ 子どもとして	8
(2) 早期発見・早期対応	
ア 早期発見	9
イ 早期対応	9
(3) いじめへの具体的対応	
ア いじめ被害者への対応	10
イ 被害者の保護者への対応	10
ウ いじめ加害者への指導・措置	10
エ 加害者の保護者への対応	11
オ いじめ観衆・傍観者への対応	11
カ ネット上のいじめ対応	12・13
キ マスコミ等への対応	14
3 重大事態への対処	
(1) 重大事態の発見と調査	15・16
4 いじめ対応組織図等	
(1) 組織図1 学校	17
(2) 組織図2 教育委員会	18
(3) 組織図3 教育委員会における相談窓口対応	19
資料1 学校で見つけられるいじめのサイン(チェックリスト)	20・21
資料2 家庭で見つけられるいじめのサイン(チェックリスト)	22
相談機関	23

1 いじめ問題とは何か

(1) いじめの定義

◆「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条関係）

(2) いじめ問題に関する基本的認識

- ◆いじめについては、「どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」問題であり、決して許されるものではない。
- ◆いじめは、いじめられる側の人間としての存在を否定する重大な人権に関わる問題である。
 - 1 弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないと強い認識を持つ。
 - 2 いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
 - 3 いじめの問題は、学校（教師）の指導のあり方が問われる問題である。
 - 4 いじめは家庭教育の在り方にも大きな関わりを有している。
 - 5 家庭・学校・地域社会における関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

(3) いじめの特徴

- 1 いじめの動機が感性的なものであることが多い。
- 2 いじめることが遊び半分に行われ、加害者に後ろめたさや罪の意識が低い。
- 3 方法・手段が巧妙で陰湿化し、限度をわきまえず長期的に行われることがある。
- 4 親や教師に見えにくく、事態が深刻化することがある。
- 5 集団で行われ、それを見ている周囲の子どもが加勢したり傍観したりするため、いじめられる側は一層孤立化することがある。
- 6 いじめる側に立たなければ、自分がいじめられるという不安感から、いじめる場合がある。
- 7 いじめがインターネットを通じて行われることがある。

(4) いじめの構造

◆いじめは一見、

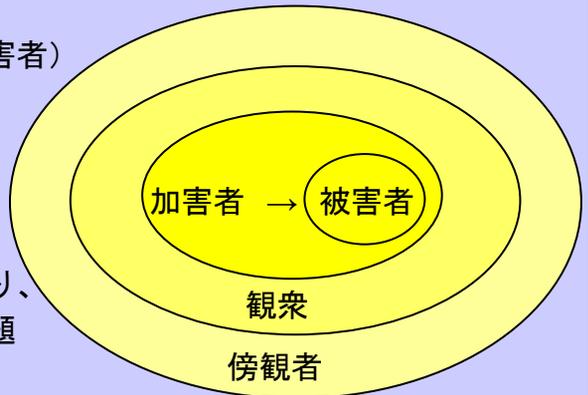
いじめる者（加害者）といじめられる者（被害者）

との対立構造に見えるが、この両者以外に
それをはやし立てたり面白がったりする

「観衆」や黙認している「傍観者」という
集団が存在し、四層構造となっている。

これは、観衆や傍観者も制止力とならない限り、
ますます被害者を孤立化させていくという問題
をはらむ構造となっている。

また、この構造は固定化されたものではなく、四者の立場が流動することもある。



(5) いじめの様態

- 1 冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる。
- 2 脅し文句を言われる。
- 3 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 4 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 5 遊ぶふりをして、暴力行為（叩かれたり、殴られたり）をされる。
- 6 金品をたかられる。
- 7 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 8 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 等

(6) いじめの進行

◆一見仲良く見えている

グループ内でも
いじめは起こりうる。

日ごろから、
児童生徒間の
関係性を充分
観察・把握
していることが
重要となる。

